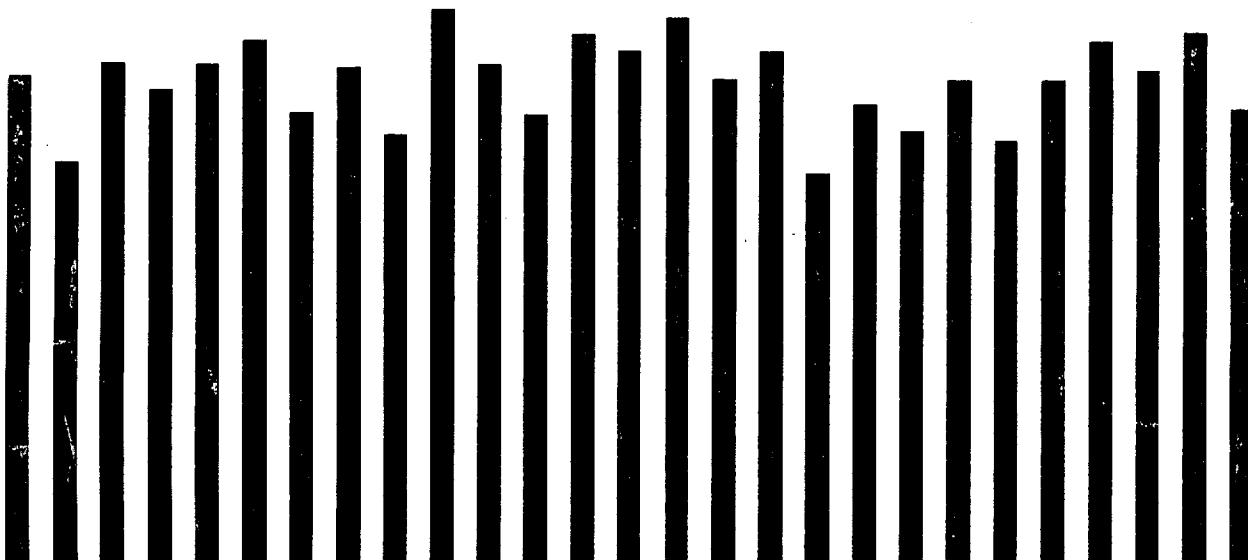


新版 破産法

—実務と理論の問題点—

麻上正信 ● 監修



雄郎男新作光徹
英二治 順清
井田田紀永美辺
(五十音順)
森山山有吉好渡

一義二崇彦龍法彦
誠忠礼 威 知保
田田屋内上室川
水羽林堀三御宮森
和彦助二行平輔敬
正親慶康安之
木田橋内合口村條
鈴宗高竹谷田東
昭郎之一夫久久郎
利慶弘孝章孝昭治
中下合井宮野本木銀
今大河櫻四菅杉鈴
郎充信郎直司明雄
太善正一正眞威
長山上藤近井川葉
青青麻安家石石稻

破産と取戻権

井 護 士
ニューヨーク州弁護士 竹内 康一

取戻権は「凡ノ一人ノ財産ハ他人ノ債務ノ弁済ニ供セラルヘキモノニアラス」（“The goods of one man should not be applied in payment of another's debts.”）の觀念に基づく（加藤正治・破産法研究五巻一六三頁）。

破産管財人は、就職の後、ただちに破産財団に属する財産の占有・管理に着手しなければならない（破産法一八五条）。破産管財人は、通常、破産宣告の当田のうちに、本店、支店、営業所、工場などにおもむきがたい。かくて、破産管財人の占有

一 取戻権の意義

これを行う。そして、その対象は、有体動産である現金、有価証券、棚卸資産、機械等のほか、不動産に関する証書や契約書類など広範にわたる。そして、封印をなすのが一般である（破産法一八六条）。不動産については、破産法一一〇条の登記の嘱託がなされるが、破産裁判所に対して裁判所に知れなかつた破産者の不動産につき右嘱託を願い出るのも破産法一八五条に含まれる。不動産の現実の占有取得・管理の実行およびその公示も当然に行われる。

これらの占有および管理は、迅速を要とする。遅れたときの侵害に対する事後処理は、手続と時間が耐え取戻権の行使である）。そして、これがたるから、破産管財人の占有を、破産法立案者は、「本条（八七

条）は、取戻権の本義を示すものにして事理明白説明を要するものなし」（司法省編纂・改正破産法理由三三頁）といい、学説も通常これを「取戻権は、後述の特別の取戻権を度外視すれば、破産法の創設した権利ではなくて、その法律的根柢は、すでに他の実体法規によって与えられるものなのである」と理解する（中田淳一・破産法・和議法一一四頁）。この範囲ではきわめて正当であるが、学説はさうに「ただ、その

および管理は、破産者につき、民法一八八条・一七七条・一七八条、民事執行法一一三条・一一四条を一応の基準として、迅速にかつ広範に実施される。

（い）において、破産債権者の満足に供されべき破産法六条の財産以外の財産が、破産管財人の占有・管理下に移ることがありうる。取戻権は、一般に右のような場合に、破産者の責任財産に属しない財産につき、その権利者から破産管財人に対して、その支配の排斥を求める権利、その公示も当然に行われる。

破産宣告前に、破産者に対する関係で他の実体法規により認められた破産者による占有排斥する権利は、破産者による占有排斥する権利は、破産宣告により、すこぶる重大な影響を受けるからである。詳細には立ち入

の場合)と複数の取戻権者の間で主観的に競合することとが有りうる。前者では問題を生ずることはないが、後者(動産の転借人が破産したときの、転貸人の請求と貸貸人の請求)のときは、破産管財人としては、競合が抽象的觀念的レベルにとどまっているかぎり、具体的に取戻権を行使した者に応すれば免責される。取戻権の具体的な行使者が競合したときには、競合する者の間の実体関係を判断し、優先する者の請求に応すれば足りるし、かりに破産管財人の判断が誤っていたとしても、競合者間で再調整されるべき筋合である。

(3) 所有権を基礎とする取戻権では、取戻権者に所有権が帰属したその物権変動が、破産者の所有権を前提とするときには、当該物権変動につき、破産債権者は民法一七七条・一七八条・四六七条の第三者に該当する(竹下守夫・破産法演習三一八頁)。差押債権者も同じ(我妻栄・物権法九九頁)。最三判昭和五八・三・二二判時一二三四号七五頁もこれを肯定(付による通知など対抗要件を備えてから、登記、登録、引渡し、確定日

のときには、破産管財人としては、競合が抽象的觀念的レベルにとどまっているかぎり、具体的に取戻権を行使した者に応すれば免責される。取戻権の具体的な行使者が競合したときには、競合する者の間の実体関係を判断し、優先する者の請求に応すれば足りるし、かりに破産管財人の判断が誤っていたとしても、競合者間で再調整されるべき筋合である。

第一に、民法九六条の強制、同法九五条の錯誤の各関係においては、取戻権者に所有権が帰属したその物権変動を生ずる意思表示の外觀があつたが、その意思表示に意思の欠缺または瑕疵のあること(取消・無効)を理由として、あるいは解除原因の発生を理由として、当然に所有権が肯定される場合、または破産宣告後に形成権の行使があり、その結果所有権が肯定される場合が問題である。

第二に、民法九六条の強制、同法九五条の錯誤の各関係においては、取戻権者に所有権が肯定されるととも、当然に取戻権が肯定される。このほか、法定解除権では、破産宣告後の催告によつては解除権が発生しないこと、約定解除権では破産申立特約が無効とされることが、この場合は、所有権者に対抗要件がなくとも、当然に取戻権が肯定される。なお、破産者に対する破産宣告直前の納品をもつて、破産者の資力に関する錯誤として構成し、錯誤無効を

(明文はないが、我妻栄・民法総則二八八頁)、同法九四条の通謀虚偽表示、同法九六条の詐欺の各関係においては、善意の第三者に無効または

いなければならない。一方、所有権に基づくときは対抗要件が必要であり(我妻・前掲書九八頁参照)、一方、占有が取戻権との直接の債権関係に基づくときは、例外的に対抗要件は不要である。このほか破産者

においても、当然対抗要件を必要としない。また、以上を通じて、当然のことであるが、破産財團に目的物の占有権原の存続するかぎり、取戻権は認められない(竹下守夫・野村秀敏「取戻権」注解破産法四二八頁)。

以上の場合のほか、破産者に対する物権変動を生ずる意思表示の外觀があつたが、その意思表示に意思の欠缺または瑕疵のあること(取消・無効)を理由として、あるいは解除原因の発生を理由として、当然に所有権が肯定される(我妻栄・民法総則三二二頁参照)。

第一に、民法九六条の強制、同法九五条の錯誤の各関係においては、

が、破産宣告になされたいたときには、通説では（我妻・債権各論）一九九頁、同・民法総則三二二頁）、いざれも民法一七七条・一七八条の問題であり、対抗要件の復帰と破産宣告の前後により決せられることがある（これらの諸点につき、櫻井孝一「破産管財人の第三者的地位」裁判実務大系・破産訴訟法一七二頁）。

(4) 所有権以外の他物権、すなわち地上権、永小作権、質権、留置権ならびに占有権は、取戻権の基礎となる。対抗要件に関する事項、善意・悪意に関する事項も、すべて所有権について同一である。

(5) 債権的請求権は、破産者に属しない物の給付を求める範囲（すなわち、物権的請求権を背後にもついてゐる Herausgabe と、破産者以外の者に所有権のあるとき）において、取戻権を認められる。

四 仮登記と取戻権

取戻権の基礎となる所有権につき仮登記（担保仮登記を除く）があるにすぎない場合も、一大問題である。

破産法五五条一項但書は、破産宣告

後に善意でなされた不動産登記二条一号の仮登記（以下「一号仮登記」という。同法二条二号の仮登記は右に準じ「二号仮登記」という）が、破産債権者に対抗できることを認める。右の破産債権者に対抗できるとは、本登記請求ができること、すなわち

取戻権の行使が認められることを意味する。それでは、破産宣告前になされた仮登記の効力はどうか。破産法五五条の反対解釈から、また実体上の要件がみたされているからとの理由で、一号仮登記はその効力を認められる（谷口安平・倒産処理法一九八頁、大判大正一五・六・二九民集五卷九号六〇二頁）。二号仮登記（不動産登記法二条二号前段および後段のもとのほか、物権変動自体が始期付き、条件付きの場合を含む）は、鋭く見解の対立するところで、その簡単な素描を試みれば、ひざのとおりとなつてゐる。

第一説……破産宣告前の二号仮登記は、一号仮登記と同じく、破産宣告後に実体変動を完成せしめて、本登記請求が可能である（吉野衛・別冊ジユリ五二号一一三二頁）。

第二説……宣告前の二号仮登記は、実体変動がないので原則として

効力を生じないが、宣告前に実体上化しているので、本登記請求を認めることを認める（兼子一監修・三ヶ月草・竹下守夫著、霜島甲一・前田庸二・田村諒之輔・青山善充・条解会社更生法）五二八頁以下）。

第二説……二号仮登記に基づき予約完結権の行使があつても破産法五九条の適用がある。あるいは予約と予約完結権行使によって成立する本契約と一体として、破産法五九条を適用する（青山善充・民訴雑誌一六号二二四頁、霜島甲一・ジュリ五〇六号一四九頁）。

ところで、この問題を検討するにあたって注意したいのは、一号仮登記と二号仮登記は、本来的にその登記原因および登記法上の要件が異なるのに、現実には相互に交換流用されている点である。たとえば、すでに実体変動があるのに二号仮登記を使用し、実体変動がないのに一号仮登記を用いるということがたびたびある。そして、これをもつて仮登記を無効といつてもできない（最高裁判昭和三一・六・七民集一一卷六号九四八頁）とすると、売買契約でなされる現実の仮登記（たとえば、手付

記簿上の記載のみをよりどころとして、一号仮登記と二号仮登記を峻別しき、取扱いに差をもたらすことは危険で、仮登記の実体関係にも踏み込んだ識別が必要となる。注意したい山善充・条解会社更生法）五二八頁以下）。

すべて一號仮登記となり、かつ双方未履行である（なお、三ヶ月ほか・前掲書〔五〕二七頁以下は、一號仮登記に関する部分で、「なぜなら、この場合には、更生手続開始前に、本登記請求の実体関係上の要件はすべてみたされている」と述べるにすぎないのに、二號仮登記に関しては、「更生手続開始前に相手方たる買主が予約完結の意思表示をし、売買代金も完済したが、まだ本登記をしていない場合に更生手続が開始されたときは、更生手続開始当時は本登記請求のための実体関係上の要件はとのべるから」と述べて、売買代金債務の弁済を条件としているので、結局、一號仮登記についても代金債務の完済を求める趣旨かもしれない。ただ、このような解釈は、一號仮登記と一號仮登記との識別基準を実体法上の物権変動の有無におけるではなく、これをこえて、同時履行の主張をも想定したときの原告買主の要件事実の有無におくことになるか、あるいはそもそも不動産物権変動につき川島説をとることとなるか、いずれしかない。その真意は不明である。もっとも、このように理解をすれば、その論者により有効性を認められる仮登記については、双務契約の双方未履行の問

題はその前提を欠いて消滅する）。結局のところ、筆者が指摘したいのは、一號仮登記と二號仮登記の相互流用の実情からして、また法務局において我が國物権法の基本的理義を基礎にしてなされている運用からして、これ双務契約の双方未履行の問題に遭遇せざるをえず、このかぎりで「一者を区別する意味を失う」と一號仮登記が物権変動の觀点から未成熟な取引段階にとどまるにもかかわらず保護されるという不公平感は倒産手続の関係でも同じである」と、一號仮登記により認められる物権変動が、破産手続にとって不利であれば、破産管財人から十分の対抗措置によることが、ドイツ破産法（四条（一九五三年改正まで）も一つの根拠ならば、破産管財人からローマ法にもさかのぼり、今日ある姿は、イギリスのあること）、イギリス破産法（八九条（三頁）とされる。破産法八九条の取扱いは、沿革的にはローマ法にもさかのぼり、今日ある姿は、イギリスが代金の全額を支払っていないこと、③破産宣告の當時売品が運送の法趣旨は、「蓋し各國立法の普く認められた所たり」（司法省編纂・前掲書三三頁）とされる。

要件は比較的簡明のようにみえるが、①「運送の途中」とは、物品運送契約のなかで、いつを始期とし終期とするか（原則としては、運送人の占有によるもの）、これが広く大陸法諸国において発展しめられ、わが法があらじに継受したところ（加藤・破産法研究五卷一四九頁以下）。動産売買の売主に与えられる取扱権は、平板な比較であるが、

破産法は、八九条以下三か条を設け、これを特別の取扱権という。破産法がとくに創設した権利であるといふと/orとも、これら三か条をとによる（もとより、これら三か条を賣主の取扱権）裁判と法〔一〕一八五頁 U.C.C. §2-702.)。右から明らかに、いじりには多くを論じる」とは許されま。

破産法八九条の定める要件は、①隔地者間の売買である」と、②買主が代金の全額を支払っていないこと、③破産宣告の當時売品が運送の法趣旨は、「蓋し各國立法の普く認められた所たり」（司法省編纂・前掲書三三頁）とされる。

要件は比較的簡明のようにみえるが、①「運送の途中」とは、物品運送契約のなかで、いつを始期とし終期とするか（原則としては、運送人の占有によるもの）、これが広く大陸法諸国において発展しめられ、わが法があらじに継受したところ（Uniform Commercial Code Simplified, 73 "in the possession of a carrier or other bailee"），②「受取」サル間」に關しては、運送人と買主の間に特別の関係があるとき（たゞえ宣誓を要件とするのに対し、イギリス法、アメリカ法では買主の支払不能（insolvency）が要件で、商事法

五 特別の取扱権

うか、買主が占有改定により引渡しを受けているときにはどうか、運送人が買主に到着の通知を発したときはどうか、買主が受領を拒否している場合はどうかななど種々の問題がある。このほか、物品運送契約に関する問題は、有価証券（船荷証券）が発行されているときの取戻権者は誰か、売主に対する当該売品の担保権者は取戻権を行使できるかなど、関連した問題も少なくない(Bradford Stone, Uniform Commercial Code,115)。

なお、流通機構の発達により、運送中に破産宣告があるのは稀有であるとされる（竹下・前掲書三二四頁）。が、自己破産申立も相当数を占めるから、発生する基盤は十分である。破産法九一条の定めるものを代償的取戻権といふ。その発想の根本は、破産法ハ七条の取戻権と物上代なる権利とそれについての前述の要件（対抗要件、善意・悪意など）が備わっていたことが必要である。破産管財人が処分したときは、この基準によることでまったく問題はない。この関係で検討をするのは、破産宣告前、破産者が目的物を処分し宣

告時にいまだ反対給付の受領がないケースである。はたして、対抗要件あるいは善意・悪意など破産宣告後を受けるであろうか。まず、対抗要件については、前述した範囲内ではり宣告後の処分とのバランスからして、代償的取戻権者にあることを必要と解するべきで、これのないか

より代償的取戻権（破産法九一条のものおよび管財人が給付を受け特定性を失って財団と混入したときの破産法四七条五号の財団債権としての請求を含む。以下同じ）を否定すべきである。善意・悪意については、その反対給付請求権が代償的取戻権に属するにしき破産債権者のうち一人でも善意の者があれば（このほか、管財人につき善意・悪意を判定するという考え方もありうるなど一般的の取戻権と同じ問題である）、代償的取戻権は否定すべきである。これとは別に、宣告前の処分により反対給付がすでに破産者に対して履行されてい

る結果があつても、破産債権のときは破産債権者にすぎず、かわりに反対給付請求権が残つていても、代償的取戻権が認められるのは前述の各要件をみたしていかぎられたときというべきで、この結論は、破産宣告まで処分がなかつたときの結論とも合致し、妥当なものと考える。